

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 3 0 号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則（平成 29 年鳥取市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により当該指定金融機関等に口座振替依頼を行う場合は、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」を「鳥取市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 3 項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。